

令和6年度 宜野湾市介護予防・日常生活支援総合事業費について
(令和6年4月時点)

宜野湾市の訪問(通所)型サービス(現行相当)の請求については、「サービス利用実績に応じた報酬設定」及び介護予防・日常生活支援総合事業における「多様なサービスとの併用」の観点から、1回あたりの単価設定による報酬(1回あたりの単価請求)を基本とし、算定回数の上限を超える場合は、月額包括報酬で算定します。

訪問介護相当サービス(独自)【A2】

1. 利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合(1月につき)		
(1) 1週に1回程度の場合 (月5回以上の場合)	1,176 単位	事業対象者、要支援1、 要支援2
(2) 1週に2回程度の場合 (月9回以上の場合)	2,349 単位	事業対象者、要支援1、 要支援2
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	要支援2

ロ 1月あたりの回数を定める場合(1回につき) (※1)	
(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～を統合)	287 単位
(2) 生活援助が中心である場合 (※2)	
(一) 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合	179 単位
(二) 所要時間 45 分以上の場合	220 単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合 (※3)	163 単位

(※1) ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

(※2) ロ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して、行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置付けられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(※3) ロ(3)については、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能

の向上のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

- (※4) イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修過程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

2. 主な加算・減算

加 算	単位数
初回加算(1月につき)	200 単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100 単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200 単位
口腔連携強化加算(1回につき、1月1回を限度)	50 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の 24/1000

減 算	単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	-90/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	-85/100

※業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定が可能。

通所介護相当サービス(独自)【A6】

1. 利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	
(1) 事業対象者、要支援1	1,798 単位

(2) 要支援2	3,621 単位
----------	----------

ロ 1月あたりの回数を定める場合(1回につき)	
(1) 事業対象者、要支援1	436 単位(1 月につき4回まで)
(2) 要支援2	447 単位(1 月につき8回まで)

※イ及びロについて、利用者が事業対象者(介護保険施行規則第 140 条の 62 の第2号に定めるものをいう。)であって、介護予防サービス計画において、1 週に 1 回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(1)またはロ(1)に掲げる所定単位数を算定する。

2. 主な加算・減算

加 算	単位数
生活機能向上グループ活動加算(1 月につき)	100 単位
若年性認知症利用者受入加算(1 月につき)	240 単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50 単位
栄養改善加算(1月につき)	200 単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)(1 月につき)	150 単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)(1 月につき)	160 単位
一体的サービス提供加算(1月につき)	480 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1 月につき)	88 単位(事業対象者・要支援1)
	176 単位(事業対象者・要支援2)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1 月につき)	72 単位(事業対象者・要支援1)
	144 単位(事業対象者・要支援2)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1 月につき)	24 単位(事業対象者・要支援1)
	48 単位(事業対象者・要支援2)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1 月につき)	100 単位(3 月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1 月につき)	200 単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき)	20 単位(6月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき)	5単位(6月に1回を限度)
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 49/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 10/1000

介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の 11/1000
-------------------------	----------------

減 算	単位数
利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	-376 単位(1月につき) イ(1)の場合
	-752 単位(1月につき) イ(2)の場合
	-94 単位(1月につき) ロの場合
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-47 単位

※業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日まで適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定が可能。

介護予防ケアマネジメント【AF】

1. 基本サービス費

介護予防ケアマネジメント費	442 単位
---------------	--------

2. 主な加算・減算

加 算	単位数
初回加算(1月につき)	300 単位
委託連携加算	300 単位
減 算	単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100